平成２５年（フ）第２１９号
北海道河西郡中札内村東戸蔦東６線152番地４
債務者　竹原　昌子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１３８１８号
東京都台東区清川２丁目14―１　大和荘別館
債務者　川口喜味次
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４４３号
千葉県松戸市五香西３丁目19番地の22
破産者　福田　　悟
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９５号
佐賀県伊万里市山代町立岩2617―10、商業登記簿上の本店所在地佐賀県伊万里市立花町2279番地12
破産者　有限会社山代工業
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１３５１号
札幌市北区西茨戸７条１丁目３番15号
破産者　株式会社プログレス
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８号
盛岡市材木町７番26号
破産者　合資会社小松屋商店
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２０３号
最後の住所仙台市青葉区立町26番26―502号
破産者　亡増田武亀相続財産
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
山形県寒河江市中央工業団地175番地
破産者　株式会社マルミ・ナウ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５２号
川崎市宮前区有馬６丁目２番10号
破産者　有限会社ワイクス
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
川崎市宮前区神木本町２丁目８番８号
破産者　株式会社城南自動車
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
東京都渋谷区道玄坂２―10―12新大宗ビル３号館
破産者　ジャスタムテクノロジ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
長野県中野市大字小田中224番地３
破産者　株式会社コパルマシン
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
長野市松代町岩野758番地の３
破産者　有限会社酒井食品
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
長野市金井田153番地　ＫＪ犀南
破産者　有限会社トイサービスＭＡＹＵＭＩ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第３４５号
三重県桑名市大字大福字寺跡444番地
破産者　株式会社イワキ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
三重県桑名市大字東汰上字大代790番地
破産者　神宮食品株式会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
三重県四日市市笹川４丁目102番地５
破産者　株式会社アイズ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
三重県桑名市大字和泉520番地１　ベルファミーユⅠ102号、前住所三重県四日市市天カ須賀４丁目３番21号
破産者　石丸　　剛
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９２４号
大阪市住吉区杉本２丁目１番49号
破産者　プラスパーシステム株式会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６２号
大阪市北区東天満２丁目５番10号　フジイビル606号
破産者　株式会社ファーストステージ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６３号
大阪市北区東天満２丁目５番10号　フジイビル102号
破産者　株式会社セカンドステップ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部